

女性活躍推進法に関する一般事業主行動計画

女性が就業継続しやすく、管理職候補として活躍できる体制の整備、及び、男女共に働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 2024年4月1日から2029年3月31日までの5年間

2. 本学院の課題

- (1) 比較的、女性労働者総数は多いが、特定の職域区分においては、男女の平均継続勤務年数に開きがある
- (2) 管理職に占める女性労働者の割合が低い

3. 目標と取組内容

目標 1. 男性の平均継続勤務年数に対する女性の平均継続勤務年数の割合を72%に近づける

<対策> ●2024年4月～

- ◇近年、女性労働者が増えていることから、その定着を図るため、産前産後休業や育児休業に関する情報提供を行う
- ◇働きやすい雇用環境を提供するため、ハラスメント防止に関する規程を逐次整備、周知し、意識の啓蒙を図る

目標 2. 男性労働者の育児休業の取得申請を5人以上とする。

<対策> ●2024年4月～

- ◇現行の育児支援制度が有効な制度となっているかを定期的に精査し、必要に応じて育児休業に関連する制度の改善を検討する
- ◇可能な限り素早く妊娠等の情報を収集し、配偶者が出産した男性労働者を対象に出産育児に関する制度の情報提供をし、人事担当者から育児休業取得を進め、併せて部署全体の業務配分を検討する。

目標 3. 管理職に占める女性労働者比率を32%以上とする

<対策> ●2024年4月～

- ◇女性労働者に対し、出産・子育てをしながらキャリア形成意識を醸成する場や管理職養成に必要な研修機会の場を提供する。